

## 茨城県地域リハビリテーションアドバイザー養成事業実施要項

### (目的)

第1条 地域リハビリテーション支援体制の整備をより一層進めていくために、地域リハビリテーションに関する知識を有する茨城県地域リハビリテーションアドバイザー（以下アドバイザーと称する）を養成し、地域リハビリテーションの普及・充実に努めることを目的とする。

### (実施機関)

第2条 茨城県地域リハビリテーション支援体制のもとで、茨城県地域リハビリテーション支援センター（以下支援センターと称する；県立医療大学附属病院）が養成事業を実施する。

### (養成研修会)

第3条 養成研修会の対象者は、県内に居住、または勤務している医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、社会福祉士、管理栄養士、臨床心理士等とし、以下のいずれかを満たす者とする。

なお、応募時に、取得した免状コピーの提出を必須とする。

- (1) 実務経験5年以上で、施設長の推薦があり、地域リハビリテーションに関する熱意と能力のある者
- (2) 施設長の推薦があり、(1)と同等の熱意・能力があると支援センター長が認めた者

2 前項に該当しない場合は、支援センター内に組織する認定委員会(以下、委員会)で協議する。

### (アドバイザーの認定)

第4条 認定審査は、委員会が行い、支援センター長が認定する。

- 2 前項の規定に基づき、認定された研修者に対し、認定証を交付するものとする。
- 3 認定期間は5年間とする。

### (アドバイザーの継続及び喪失)

第5条 アドバイザーは、以下のいずれかを行うことによって継続できる。

- (1) 地域リハビリテーションに関する活動を行うこと
- (2) 地域リハビリテーション支援体制のもとで開催される研修会・講演会・アドバイザー養成講習会などの講師等を務め、または、出席すること
- (3) 地域リハビリテーション関連の学会又は研修会等で発表又は参加すること
- (4) 地域リハビリテーションに関する論文を発表すること
- (5) その他委員会が認めること

2 アドバイザーは、以下のいずれかによって喪失する。

- (1) 第1項のいずれにも該当しない場合
- (2) 著しくその名称を汚す行為があった場合

3 アドバイザーの継続及び喪失は、継続期間満了に伴い活動報告書を提出し、委員会が審査し、支援センター長が決定する。

### 付則

この要項は、平成20年4月1日より施行する。

平成28年1月25日改正。